**○経済産業省
国土交通省告示第百八十六号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年八月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３－189	キャタピラー　ＦＬＣＲ	325　ＹＤＲ－Ｃ４.４	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
ＮＶ３－190	キャタピラー　ＭＺ	950　ＹＤＳ－Ｃ７.１	〃	〃
ＮＶ３－191	キャタピラー　ＭＺ	962　〃	〃	〃

**○経済産業省
国土交通省告示第百八十七号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年八月二十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ２－239	クボタ　ＦＴ280Ｈ	D1803－ＣＲ－ＸＤＭ	株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

**○経済産業省
国土交通省告示第百八十八号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、株式会社ボブキャットから、届出事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

１．変更する届出事業者の住所

新

神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目17番地５号

旧

神奈川県横浜市港北区師岡町636番地

２．変更年月日

平成26年10月20日

**○経済産業省
国土交通省告示第百八十九号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－194	ＨＡＵＬＯＴＴＥ　ＨＡ20ＲＴＪ	ＨＡＵＬＯＴＴＥ　ＧＲ　ＯＵＰ	5 rue Serve Bourdon 42420 Lorette, France

**○経済産業省
国土交通省告示第百九十号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－195	Ｐｏｒｔａｆｉｌｌ　5000Ｃ　Ｔ	株式会社ジェイシーイー	神奈川県相模原市南区当麻2650番地８当麻宿１街区６番

**○経済産業省
国土交通省告示第百九十一号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－196	ジャコブセン　Ｌ　Ｆ557　Ｔ４Ｆ	株式会社ミクニ	東京都千代田区外神田６丁目13番11号

**○経済産業省
国土交通省告示第百九十二号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－84	パワアー　ＢＧ11Ｈ	有限会社日本パワアー	東京都世田谷区経堂二丁目３番８号

**○経済産業省
国土交通省告示第百九十三号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年十二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一